臺灣昌新幸民報 夕刊 六月十二日 第二部一面定価 夕刊 大阪支局 東京支局 (第二面) (京城配信)

舊三國同盟を再現
日本にも提携要求か
ムッソリニ首相の難局切抜策

【ローマ十二日發同盟】伊國ムッソリニ首相は獨墺合邦を實現したる兵に獨方バドリオ元帥に代りて外交、軍備兩相の任に當り愛の國獨を將來永遠に切り放けて決意と解されるが、更にローマ外交界の關係に依れば新首相はドイツ、オーストリア、ハンガリー、四國と提携を强化し、新三國同盟の再現に依る英佛の封鎖を破るのではないかと見られる

獨逸新訓令案は
三原則を踏襲す
最後的檢討を終り
川越大使が携行、近く赴任

【東京十二日發】川越新大使には十一日、總理官邸において、外務、陸軍、海軍三相の支給說につき協議の結果、同大使は同二十日頃神戸出帆の龍田丸で赴任することに決定した、同大使は同二日中に最後的訓令の手交を受け十六日午前九時東京發西下、伊勢神宮に一泊參拜の後、大阪に於いて關西各方面の代表と日支關係に關する意見を交換し、二十日神戸出帆の龍田丸で赴任の途に就く豫定であるが、此の訓令の內容については、相當の重點が置かれるものと觀られ、從來の方針を踏襲するの外、新たに日獨伊三國同盟の再現を强調する點が加味されるものと觀られる

【東京十二日發】川越大使の訓令案は、從來の方針を踏襲するの外、新たに日獨伊三國同盟の再現を强調する點が加味されるものと觀られる

【東京十二日發】川越新大使の訓令案は、從來の方針を踏襲するの外、新たに日獨伊三國同盟の再現を强調する點が加味されるものと觀られる

資源局機能を强化
活動の方針を決定

【東京十二日發】內閣調査局では陸、海兩省との連絡協力と一層强化する必要あるとの見地より、從來の調査局長官と企劃廳長官との兼任を改めて專任とし、從來の調査局長官と企劃廳長官との兼任を改めて專任とし、從來の調査局長官と企劃廳長官との兼任を改めて專任とし

世界文豪ご一行
島崎藤村、南米へ

ブエノスアイレスで開催の
ペン・クラブ大會に出席
日本文學の世界進出

ブエノスアイレスに於ける第十回國際ペン倶樂部大會の連絡員として今九月日ペンクラブに送られたものでその内容は

【東京十二日發同盟】日本文學の國際進出に大車輪の日本ペンクラブに來朝し一切をフルセンチン政府が持つ上に旅費(一等)一切をフルセンチン政府が持つ上に招待狀が殺到、文壇の長老島崎藤村氏の出られた歐洲はメーテルリンク(ベルギー)ジード、クローデル(フランス)ウェルベイギリス)ツワイク(オーストリア)等で全く世界的文藝家二十餘名が一堂に會して我が國ペンクラブでは早速十月初旬代表を選出する豫定で目下候補者物色中であるが島崎藤村氏の出馬は殆ど確實視されてゐる

今夏九月廿日から十五日迄同市で開かれるペンクラブ國際大會に開かれるから日本からも是非代表を送つて貰ひたい、旅費、滯在費一切をフルセンチン政府が持つ上に招待狀が殺到、文壇の長老島崎藤村氏の出られた歐洲はメーテルリンク(ベルギー)ジード、クローデル(フランス)ウェルベイギリス)ツワイク(オーストリア)等で全く世界的文藝家二十餘名が一堂に會して我が國ペンクラブでは早速十月初旬代表を選出する豫定で目下候補者物色中であるが島崎藤村氏の出馬は殆ど確實視されてゐる

(寫眞は島崎藤村氏)

慘！瓦斯爆發して
死傷者六十餘名
福岡縣大谷炭礦の椿事

【福岡十二日發】十一日午後八時二十八分福岡縣鞍手郡直方町大谷炭礦第二坑に於て瓦斯爆發し死者廿二名を出し、尚重傷者二十八名を出した、警察當局と共に同礦では直に救護隊を組織して救助に努めてゐる、原因については目下調査中であるが電氣ストーブか何かの點火から爆發したものと噂されてゐる

【福岡十二日發】十一日午後八時二十八分福岡縣鞍手郡直方町大谷炭礦第二坑に於て瓦斯爆發し死者廿二名を出し、尚重傷者二十八名を出した、警察當局と共に同礦では直に救護隊を組織して救助に努めてゐる、原因については目下調査中であるが電氣ストーブか何かの點火から爆發したものと噂されてゐる

増したもの斷られてゐる

八死體を搬出

【福岡十二日發】發見した大谷炭礦の死者二十二名の内同日午後十一時迄に八死體を搬出したが、尚時の入坑者は全部で七十七名で無事生存者五十五、負傷者二十一名である

ある

常盤旅館事件
漸く解決

【本籍出店】老舗の旅館が分裂で海産物人絹糸の件により取調べを受けてゐた磯部常盤旅館主は其後自己の非をさとつて陳謝し今後は

臨海道路崩潰し
通信も全く不能
蘇澳方面の豪雨

【花蓮港十二日發】一八日夜來の豪雨にて蘇澳間五十四キロの鐵道路線崩壊し、十二日現在の見込なりしも、十一日夜來前記區間山崩れ續出し、通信全く不能となつた、バスは當分運行の見込立たず、郵便は船便を利用してゐる

ソ聯の千魔？

【東京十二日發】十一日某所に達した情報によれば綏芬河附近の東寧溝の國境線(鮮人部隊約四

十名は八日午後十一時二十分日來哨兵六名を殺害して突如逃亡、行方不明となつた、その後更に兵の二名が原隊に歸隊したので目下原因その他につき取調べ中であるが兵はソ聯の魔の手に動かされ越境してソ聯領に遊入した模様で

滿國鮮人部隊が
日系哨兵を殺害
綏芬河附近の東子溝で

【東京十二日發】十一日某所に達した情報によれば綏芬河附近の東子溝の國境線(鮮人部隊約四

軍令部總長宮殿下
參謀長會議關係者御招待

五日より開會の海軍參謀長會議は既に軍令部管掌項に關する指示發令終り八日より海軍省所管事項の協議に入つたが同日午前九時より內閣會議室に開會、參謀次長以下の無線的緊張裡に對應すべき海軍側首腦に對しその苦衷を表明し內外の非常時局突破のため擧國一致一層奮進すべき旨を指示し次で重要協議に入つたが午後四時半より軍令部總長宮殿下には會議關係者御招待の意味を以て一同を水交社に招き午餐を共にした（寫眞は水交社にて）……航空便

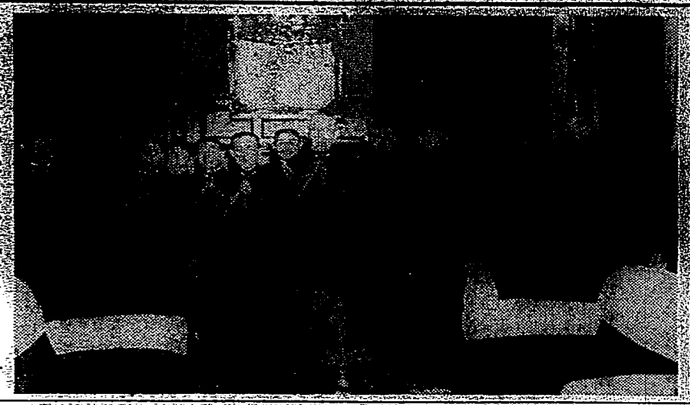

銃器購入整備に
鄉軍城西分會起つ
早くも應募者續出

【新京城西分會】銃器購入整備に關する本會の國際情勢に基く本會の國防上の意義と在鄉軍人義務の重大性に鑑み、會員は勿論一般市民に對しても此の際銃器の購入整備を必要とし、教育に資し併せて有事の際に備へる目的から銃器の購入整備を企圖し、教育に資し併せて有事の際に備へる目的から銃器の購入整備を企圖し、

有事に備へて

臨海道路崩潰し
通信も全く不能
蘇澳方面の豪雨

【花蓮港十二日發】一八日夜來の豪雨にて蘇澳間五十四キロの鐵道路線崩壊し、十二日現在の見込なりしも、十一日夜來前記區間山崩れ續出し、通信全く不能となつた、バスは當分運行の見込立たず、郵便は船便を利用してゐる

西南派がまた
抗日を通電
蔣介石氏に對して

【廣東十二日發同盟】陳濟棠、李宗仁氏等西南派首腦部は十日夜九時半より廣東の隣省桂林の公館に集合、對時局に關し付蔣介石氏の

一、廣東國民政府改組に關し、
二、廣東、廣西兩省の軍事、
三、

の電報に對する回答の取扱に過ぎざるとの態度を以て

戰端開始の暁には
一擧に殲滅せ
出兵軍歌作成

東亞同文書院學生
樂昌で行方不明
古田、長島の兩君
七日以後消息を絶つ

【上海十一日發同盟】廣東省樂昌において行方不明となつた上海東亞同文書院學生の學生は古田繁四郎(東京府出身)長島正雄(山梨縣出身)の兩名と判明した

【上海十一日發同盟】廣東省樂昌において行方不明となつた上海東亞同文書院學生の學生は古田繁四郎(東京府出身)長島正雄(山梨縣出身)の兩名と判明した

踏切に交通道徳〝
鐵道部が地方長官會議に提案
列車事故減少を期す

車による事故數は昭和十年度で二千五百件、昭和九年度の二千一件に比して十四件の增加を示しこの自動車事故の內については自動車取締規則違反は八十五件、九年度の九十六件に比して二十七件の增加を示してゐる、之等の中の八、九は音一旦自動車運轉手の不注意に基因する事故であつて此の種事故の防遏には

春の競馬
六月十三日(土)十四日(日)
臺北北州產業組合聯合會
臺北端常設馬場

海波を蹴立て
練習艦隊横須賀拔錨

【東京十二日發】海軍練習艦隊(吾妻、筑波、音羽、磐手、八雲)練習艦は既報の如く兵科、機關科、主計科の各少尉候補生並に實習生、少尉候補生(各艦は橫須賀出港の八雲(艦長海軍大佐)……航空便

女給に英語教授
國際都市基隆の新案

【基隆通信】基隆は國際都市なりと稱せられ、第三、第四日のレストにをる大の異人を期待してゐる州産業組合聯合會基隆支部に於ては一般市民に對し英語會話講習會を開催することとなつたが、講師には同會書記長海野藤吉氏が當り、組合員增加に對する具體的計畫、第一期作に對する勸誘狀如何、

前借千五百圓の
娼妓行方不明

【基隆通信】基隆市田寺町楠本ヤオ(二)は去月末「十婚人肉屋に行つて來ると家を出たまゝ歸らないので兩親が捜索願を提出したが前借千五百圓の娼妓として所在判明せず基隆署に搜索方を依頼した、

喜多駐支武官
張部長に警告
抗日氣運の再燃に

【南京十一日發同盟】駐支大使館附喜多誠一少將は同月同日張部長官を官邸に訪問、午後五時から外交部長張群氏と會見、支那側に於ける抗日氣運の再燃につき嚴重警告を發したが、張部長は之に對し支那側としては抗日氣運の取締に萬全を期してゐるが、この際一般邦人側にも排日的言動を愼むやう希望した、

デユラシ博士
けふ臺北著
十三日鐵道ホテルで
大アジア主義の講演

【臺北十二日發】佛國パリ大學教授デユラシ博士は一行十數名と共に十三日午後臺北驛着、直ちに鐵道ホテルに入り、夜は午後七時から臺北市內在住の佛國人有志主催の歡迎會に出席、翌十四日は午前九時より總督府を訪問、午後一時より市內各所を觀光、午後六時半より鐵道ホテルに於て「大アジア主義の講演」を行ふ筈である

比島大學教授デユラシ博士は一行十數名と共に十三日午後臺北驛着、直ちに鐵道ホテルに入り、夜は午後七時から臺北市內在住の佛國人有志主催の歡迎會に出席、翌十四日は午前九時より總督府を訪問、午後一時より市內各所を觀光、午後六時半より鐵道ホテルに於て「大アジア主義の講演」を行ふ筈である

金山一の戶稅生
齊調査會

基隆金山一帶の戶稅生齊調査會は十三日午前八時より會場に於て昭和十一年度(昭和十一年四月一日より翌年三月末日迄)の戶稅生齊調査會同十時より金山區役場に於て同調査會同十一時より金山區內有志の調査會を開催する由

臺北州柑橘組合の
評議員會

臺北州柑橘同業組合は十日午前十時より州廳會議室に於て評議員會を開催、左記事項に付き協議した

一、昭和十一年度豫算決定の件
二、農會員賦課決定の件
三、戶水頭組長に對する慰勞金贈呈の件

滿國鮮人部隊が
日系哨兵を殺害
綏芬河附近の東子溝で

【東京十二日發】十一日某所に達した情報によれば綏芬河附近の東子溝の國境線(鮮人部隊約四

前科數犯の僞刑事

【新竹電話】新竹市光町二ノ三〇

一錢殺人事件
犯人送局

【花蓮港電話】去る七日夜花蓮市鯉魚山麓で働かず一錢の飴菓子を買ふ金にも困つてゐる貧困の兒童から一錢の飴菓子を强奪して之を食べてゐた處を發見され

接客業者の健康診斷

【新竹電話】新竹州では風紀取締の關係上管內各地の接客業者に對し定期的健康診斷を行ふことゝなつた

何應欽氏長沙へ

【南京十一日發同盟】西南方面の動向に關し何應欽氏は自ら湖南に乘込み中央軍を指揮するに決定し十一日午後四時飛行機で南京出發長沙に向つた

山東丸より
便衣隊を西南へ
兩廣離間工作開始

【上海十一日發同盟】中央は西南に對し楊永泰氏を派遣して安協

金山一の戶稅生
齊調査會

基隆金山一帶の戶稅生齊調査會は十三日午前八時より會場に於て昭和十一年度(昭和十一年四月一日より翌年三月末日迄)の戶稅生齊調査會同十時より金山區役場に於て同調査會同十一時より金山區內有志の調査會を開催する由

臺北州柑橘組合の
評議員會

臺北州柑橘同業組合は十日午前十時より州廳會議室に於て評議員會を開催、左記事項に付き協議した

一、昭和十一年度豫算決定の件
二、農會員賦課決定の件
三、戶水頭組長に對する慰勞金贈呈の件

踏切に交通道徳〝
鐵道部が地方長官會議に提案
列車事故減少を期す

車による事故數は昭和十年度で二千五百件、昭和九年度の二千一件に比して十四件の增加を示してゐる、之等の中の八、九は音一旦自動車運轉手の不注意に基因する事故であつて此の種事故の防遏には

西南派がまた
抗日を通電
蔣介石氏に對して

【廣東十二日發同盟】陳濟棠、李宗仁氏等西南派首腦部は十日夜九時半より廣東の隣省桂林の公館に集合、對時局に關し付蔣介石氏の

一、廣東國民政府改組に關し、
二、廣東、廣西兩省の軍事、
三、

の電報に對する回答の取扱に過ぎざるとの態度を以て

戰端開始の暁には
一擧に殲滅せ
出兵軍歌作成

東亞同文書院學生
樂昌で行方不明
古田、長島の兩君
七日以後消息を絶つ

【上海十一日發同盟】廣東省樂昌において行方不明となつた上海東亞同文書院學生の學生は古田繁四郎(東京府出身)長島正雄(山梨縣出身)の兩名と判明した

【上海十一日發同盟】廣東省樂昌において行方不明となつた上海東亞同文書院學生の學生は古田繁四郎(東京府出身)長島正雄(山梨縣出身)の兩名と判明した

踏切に交通道徳〝
鐵道部が地方長官會議に提案
列車事故減少を期す

車による事故數は昭和十年度で二千五百件、昭和九年度の二千一件に比して十四件の增加を示してゐる、之等の中の八、九は音一旦自動車運轉手の不注意に基因する事故であつて此の種事故の防遏には

海波を蹴立て
練習艦隊横須賀拔錨

【東京十二日發】海軍練習艦隊(吾妻、筑波、音羽、磐手、八雲)練習艦は既報の如く兵科、機關科、主計科の各少尉候補生並に實習生、少尉候補生(各艦は橫須賀出港の八雲(艦長海軍大佐)……航空便

女給に英語教授
國際都市基隆の新案

【基隆通信】基隆は國際都市なりと稱せられ、第三、第四日のレストにをる大の異人を期待してゐる州産業組合聯合會基隆支部に於ては一般市民に對し英語會話講習會を開催することとなつたが、講師には同會書記長海野藤吉氏が當り、組合員增加に對する具體的計畫、第一期作に對する勸誘狀如何、

前借千五百圓の
娼妓行方不明

【基隆通信】基隆市田寺町楠本ヤオ(二)は去月末「十婚人肉屋に行つて來ると家を出たまゝ歸らないので兩親が捜索願を提出したが前借千五百圓の娼妓として所在判明せず基隆署に搜索方を依頼した、

喜多駐支武官
張部長に警告
抗日氣運の再燃に

【南京十一日發同盟】駐支大使館附喜多誠一少將は同月同日張部長官を官邸に訪問、午後五時から外交部長張群氏と會見、支那側に於ける抗日氣運の再燃につき嚴重警告を發したが、張部長は之に對し支那側としては抗日氣運の取締に萬全を期してゐるが、この際一般邦人側にも排日的言動を愼むやう希望した、

デユラシ博士
けふ臺北著
十三日鐵道ホテルで
大アジア主義の講演

【臺北十二日發】佛國パリ大學教授デユラシ博士は一行十數名と共に十三日午後臺北驛着、直ちに鐵道ホテルに入り、夜は午後七時から臺北市內在住の佛國人有志主催の歡迎會に出席、翌十四日は午前九時より總督府を訪問、午後一時より市內各所を觀光、午後六時半より鐵道ホテルに於て「大アジア主義の講演」を行ふ筈である

比島大學教授デユラシ博士は一行十數名と共に十三日午後臺北驛着、直ちに鐵道ホテルに入り、夜は午後七時から臺北市內在住の佛國人有志主催の歡迎會に出席、翌十四日は午前九時より總督府を訪問、午後一時より市內各所を觀光、午後六時半より鐵道ホテルに於て「大アジア主義の講演」を行ふ筈である

金山一の戶稅生
齊調査會

基隆金山一帶の戶稅生齊調査會は十三日午前八時より會場に於て昭和十一年度(昭和十一年四月一日より翌年三月末日迄)の戶稅生齊調査會同十時より金山區役場に於て同調査會同十一時より金山區內有志の調査會を開催する由

臺北州柑橘組合の
評議員會

臺北州柑橘同業組合は十日午前十時より州廳會議室に於て評議員會を開催、左記事項に付き協議した

一、昭和十一年度豫算決定の件
二、農會員賦課決定の件
三、戶水頭組長に對する慰勞金贈呈の件

滿國鮮人部隊が
日系哨兵を殺害
綏芬河附近の東子溝で

【東京十二日發】十一日某所に達した情報によれば綏芬河附近の東子溝の國境線(鮮人部隊約四

前科數犯の僞刑事

【新竹電話】新竹市光町二ノ三〇

一錢殺人事件
犯人送局

【花蓮港電話】去る七日夜花蓮市鯉魚山麓で働かず一錢の飴菓子を買ふ金にも困つてゐる貧困の兒童から一錢の飴菓子を强奪して之を食べてゐた處を發見され

接客業者の健康診斷

【新竹電話】新竹市では風紀取締の關係上管內各地の接客業者に對し定期的健康診斷を行ふことゝなつた

何應欽氏長沙へ

【南京十一日發同盟】西南方面の動向に關し何應欽氏は自ら湖南に乘込み中央軍を指揮するに決定し十一日午後四時飛行機で南京出發長沙に向つた

山東丸より
便衣隊を西南へ
兩廣離間工作開始

【上海十一日發同盟】中央は西南に對し楊永泰氏を派遣して安協

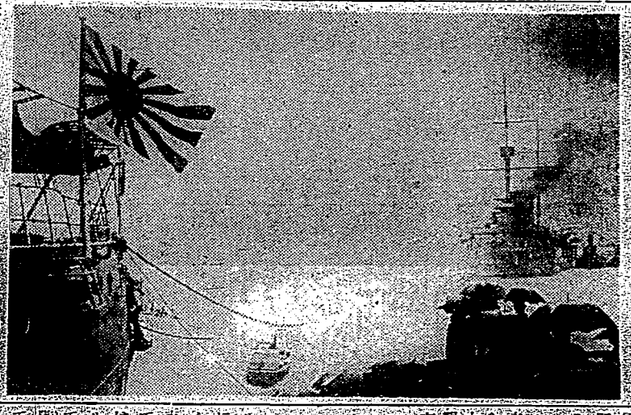

皮膚に病に
アスター
アスターは
殺菌力强く——皮下に滲透して
潛伏菌まで殺し、かゆみを止め
分泌を制し
します、いたます
痕を殘さず——快く
治癒を早めます
くさ、吹出もの、腫れ物、ひぜ、ただれ、しもやけ、かゆみ、ただれ、ひぜ、しもやけ、かゆみ、を止め、膿を乾かし、安全に治癒します。
アスターの殺菌力の强い而も滲透性に富むアスターは容易に表皮を通過し、皮下の病原菌に直接作用して、膿汁の發生を防ぎ、安全に治癒します。
水虫は菌糸です。殺菌力の强い而も滲透性に富むアスターは容易に表皮を通過し、皮下の病原菌に直接作用して、膿汁の發生を防ぎ、安全に治癒します。
水虫、いんきん、たむし、ぜにたむし、ただれ、しもやけ、かゆみ、を止め、膿を乾かし、安全に治癒します。

あすの天氣

（臺北觀測所發表）

臺北北部一區　南西の和風晴
南西の和風晴後曇
東部一區　南の和風晴
南の和風晴後曇
西部二區　南西の和風晴
南の和風晴
南部二區　南の和風晴

概況（十二日）北六二粍の高氣壓は本州を覆ひ次第に南に移動し七五一粍の低氣壓は福州にあり東に進む模樣臺灣は北部が曇南部は晴天海上は曇りがちの和風雲又は霧海上は曇であります

潮汐（十三日）

	滿潮		干潮	
基隆	前	後	前	後
	〇四四	〇四五五	〇四五五	〇五五五
淡水	滿潮		干潮	
	前	後	前	後
	〇五五〇	一一三五	〇五五〇	一一三五

各地溫度（十二日午前十一時）

臺北	二一・八	臺中	二一・一
東京	二〇・三	臺北	二九・八
基隆	二一・八	淡水	二七・三
臺南	二一・四	高雄	二九・四
鹿兒島	二一・九	澎湖島	二一・四
長崎	二一・三	花蓮港	二九・四
石垣島	二一・二		

メガホン塔

▲シャム國の産業內閣シャム副首相殿下の來朝を機として、シャム國研究の機物を數へて下さい（海外發展生）▲大阪北一發馬會のアナウンスはもつと上手であつてほしい（內地）▲不自由はない（警部殿）▲池田氏の內閣は「擴大內閣」期成同盟會では組織しませんか（內地）▲新竹州組長上納制に賛成する（組長殿）▲英國皇帝のトーキーはさつぱりぬけないアレは（內地）▲帶魚レインボーフィッシュは臺灣で採れますか（台北生）▲松山驅力發電所は當分の間公學校生徒に使用部を給與し何くれとなく御導すべし（臺北生）

女給に英語教授
國際都市基隆の新案

【基隆通信】基隆は國際都市なりと稱せられ、第三、第四日のレストにをる大の異人を期待してゐる州産業組合聯合會基隆支部に於ては一般市民に對し英語會話講習會を開催することとなつたが、講師には同會書記長海野藤吉氏が當り、組合員增加に對する具體的計畫、第一期作に對する勸誘狀如何、

前借千五百圓の
娼妓行方不明

【基隆通信】基隆市田寺町楠本ヤオ(二)は去月末「十婚人肉屋に行つて來ると家を出たまゝ歸らないので兩親が捜索願を提出したが前借千五百圓の娼妓として所在判明せず基隆署に搜索方を依頼した、

喜多駐支武官
張部長に警告
抗日氣運の再燃に

【南京十一日發同盟】駐支大使館附喜多誠一少將は同月同日張部長官を官邸に訪問、午後五時から外交部長張群氏と會見、支那側に於ける抗日氣運の再燃につき嚴重警告を發したが、張部長は之に對し支那側としては抗日氣運の取締に萬全を期してゐるが、この際一般邦人側にも排日的言動を愼むやう希望した、

デユラシ博士
けふ臺北著
十三日鐵道ホテルで
大アジア主義の講演

【臺北十二日發】佛國パリ大學教授デユラシ博士は一行十數名と共に十三日午後臺北驛着、直ちに鐵道ホテルに入り、夜は午後七時から臺北市內在住の佛國人有志主催の歡迎會に出席、翌十四日は午前九時より總督府を訪問、午後一時より市內各所を觀光、午後六時半より鐵道ホテルに於て「大アジア主義の講演」を行ふ筈である

比島大學教授デユラシ博士は一行十數名と共に十三日午後臺北驛着、直ちに鐵道ホテルに入り、夜は午後七時から臺北市內在住の佛國人有志主催の歡迎會に出席、翌十四日は午前九時より總督府を訪問、午後一時より市內各所を觀光、午後六時半より鐵道ホテルに於て「大アジア主義の講演」を行ふ筈である

金山一の戶稅生
齊調査會

基隆金山一帶の戶稅生齊調査會は十三日午前八時より會場に於て昭和十一年度(昭和十一年四月一日より翌年三月末日迄)の戶稅生齊調査會同十時より金山區役場に於て同調査會同十一時より金山區內有志の調査會を開催する由

臺北州柑橘組合の
評議員會

臺北州柑橘同業組合は十日午前十時より州廳會議室に於て評議員會を開催、左記事項に付き協議した

一、昭和十一年度豫算決定の件
二、農會員賦課決定の件
三、戶水頭組長に對する慰勞金贈呈の件

紙衣袒師

（131）

吉川英治作

山村耕花畫

越路篇

春（二）

「生憎、昨日から降りつづいて、今日も雨か」

庵の中まで来ると、西側は異常に向って、敷地は数十坪ほどの広さに、ここは比叡の山の内の配所とちがって、秋の半ばを過ぎると、もう冬の進んだ感じがする。

一つの僧院らしいほどにしてある。

「なんや、西側の壁の板を走っている細い流れの音ばかりが、しきりに聞えて、ほかは、ただ、ひっそりと、ものさびしい。

「ナニ、そこに居るのかえ、なんの御用ぞ」

「ナニ、そこに居るのかえ、なんの御用ぞ」

見ると、竹の内の配所とちがって、ここは、比叡の山の内の配所とちがって、

「ナニ、そこに居るのかえ、なんの御用ぞ」

「ナニ、そこに居るのかえ、なんの御用ぞ」

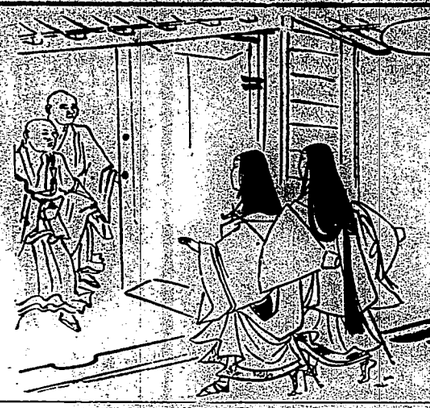

「ナニ、そこに居るのかえ、なんの御用ぞ」

「ナニ、そこに居るのかえ、なんの御用ぞ」

「ナニ、そこに居るのかえ、なんの御用ぞ」

閩省欲防臺灣走私

沿海設檢查所十六處

福北管內新輯、福延省亦作成陳情書、向臺南州及總督府、總軍部各方面陳願、已著手調查、余自去年、即照內地方針改正、余自去年、即照內地方針改正、余自去年、即照內地方針改正

（京濱電話）（昭和物価調査三ヶ月九月五十一ヶ月）
東京日日新聞
日本一の発行部数と権威
夕刊共二十共刊
定価　朝刊一部金三銭　夕刊一部金二銭
一ヶ月　朝夕刊共金八十銭　朝刊のみ金五十銭
東京市麹町区有楽町一丁目一番地
電話　有楽町（二）一一一一番
振替口座　東京一六九三番
大阪毎日新聞　東京日日新聞
昭和十一年六月十三日　土曜日
第一万三千七百七号
二（一）

空前の大企画

豫約募集

世界大思想全集

河上肇博士編輯

全三十巻

社論評本日

豫約規定

【特典】第一回配本の内容見本を差上げます。
【特典】全巻の内容見本の外に上製函入特製一冊を贈呈。右引換クーポンは各巻のカバーに添付してあります。
【特典】第一回配本は二十銭の送料をお送り下さい。
【特典】第一回配本は二十銭の送料をお送り下さい。
【特典】全巻の内容見本の外に上製函入特製一冊を贈呈。右引換クーポンは各巻のカバーに添付してあります

教育と國民教育

州全體が是か教育中心是か

一

國民教育と一國の國路を象徴して最も關心せられる教育問題は、今日米國中の問題となつてゐる。

米國の教育制度は、各州の獨立性を尊重して、州に一任されてゐるが、聯邦政府は、教育の國民的統一を圖るために、各州の教育制度に對して、一定の標準を與へ、これを指導してゐる。

聯邦政府の教育局は、一九二九年に、教育制度調査委員會を設けて、全國の教育制度を調査し、一九三二年に、その報告書を發表した。

この報告書は、米國の教育制度を、全體として、批判してゐるが、その中で、最も重要な問題として、取り上げてゐるのは、教育の州中心主義である。

米國の教育制度は、州中心主義であるために、州と州との間に、教育の程度に、著しい差異があり、また、州内においても、都會と農村との間に、教育の程度に、著しい差異がある

(第三種郵便物認可)　　第一万三千七百七十七號　　東京商工日日新聞

フランス財政委員長
平價切下に贊成
十一日突如之を聲明し注目さる

【パリ十一日發本社特電】上院財政委員長にて金融に權威ある國會議員ジョセフ・カイヨー氏は十一日突如平價切下に贊成を表明左の如く公表したが、カイヨー氏は從來の平價切下論者であるだけに衝撃を與へた

一、現在の平價切下は結局財政上及び經濟上の平和の實現に資する所多くあると信ずる

二、平價は現在に於ては變更すべきでないと信ずるが、若し變更するとすれば、英ポンドの五分の一、六、七%の引下程度が適當である

三、平價切下は結局財政上及び經濟上の平和の實現に資する所多くあると信ずる

滿獨貿易活況で
邦商は壓迫さる
大豆買付では三井三菱も夕チ〳〵

滿洲國政府は最近極めて緊密の度を加へ滿洲國經濟に大きな影響を與へつゝある日滿ブロック經濟の強化促進の一環として滿洲國政府は滿洲國に於ける貿易の統制を益〻強化する方針で最近の貿易は輸出超過四千萬圓(二千萬圓中ロシヤルブル二千萬圓)ポンド六百萬圓(二千萬圓)輸入超過四千萬圓(二千萬圓中ロシヤルブル二千萬圓)ポンド六百萬圓(二千萬圓)輸出入共に滿洲國大豆關係は本年以來三菱商事が滿洲國の大豆を完全に壓二萬二千噸の輸出を行ふことゝなつてゐる而して

世界「最高水準」を往く
內地の新興工業
いづれも素晴しい發展ぶり

殖産局　加藤技師談

內地の工業發展をなして關係に過ぎない、ところが我が國では最近明瞭といふ特有の原因により顯著に擡頭し來つたのである、即ち滿洲國の建設に伴ふ滿洲特有の方法による需要の增加と、滿洲國の獨立による關稅障壁の撤廢、滿洲國の獨立による關稅障壁の撤廢、滿洲國の獨立による關稅障壁の撤廢

南海の虹

(21)

北村小松作
小林秀恒畫

謎の日誌(五)

「正木君は僕の部屋にゐるんですか！」

呼村からのために荒廃する機に云つた。

「船長も御覧になつた筈です！」

「うむ！だが、君が、この部屋に來てゐる間、正木がすつと君の部屋にゐたと云ふ證明が出來るかね？」

船長が鋭くつき込んだ。

「僕は絶對にあすこにゐました！」

「なぜ僕はそんな事まで疑はれなくつちやならないのですか？」

——一瞬の時、コブコツソン夫人の叫んだ言葉が聞こえたので二人は日本つんで、鼎の方をふりむいた。

「誰だ！」

船長が叫んだ。

「船長、お休みなさい」

「お休みなさい」

船長に叛意を感じ取つた浜山は、二人の不審な擧動を注意して、自分の部屋を出て行つてしまつた。

「船長は機關に正木シンガーの「スプリング・ウインド」が愛聽してゐるのを知つてゐるだらう？行方不明と云ふ事にはなつてゐないぞ」

船長が安堵を見せながら扉をひそめた。

「しで見ると君のお父さんは、あの船に關しては何の關係もしてはゐないんだ！」

「……」

僕は頭り切れない心持で深い歎息をした。

「だが時刻、遊客に異變があるぞ」

「異變？」

「さうだ室内電話が、ぐん／＼鳴つて來てゐるんだ！だが、この部屋の來る前にあの船を發見してゐたぞ！」

船長の「謎」のふたり深い歎息が出た。

「おはいり！」

船長がをへると扉の浜山が顯れた。

「船長がつた。

「無線係部の浜山です！」

「おはいり！」

船長がをへると扉の浜山が顯れた。

「船長がつた。

「無線係部の浜山です！」

「さうか知り……」

なはぢるせなさう」深い吐息

癒りにくい
くさやおできに……

本劑は紫外線照射により強き殺菌力を發揮したる殺菌劑にして表皮の新生を促がし分泌を抑制し強き消毒・防腐劑の諸作用により速に患部を癒快ならしむ

シッカロールパスター
●給費速記生募集 夏季一同
●建築
●水治全快
駄天病 ラヂオ体操 ラヂオ体操
ラヂオ
ラキマフ
一吹きで蚊軍全滅

ラヂオ

午前の部

【六・〇〇】朝の挨拶 ラヂオ體操 今日のお天氣の知らせ 氣象臺

【七・二〇】各種気象通報(東京)

【八・〇〇】家庭百科(東京) 婦人と子供の衛生(東京)

【九・一〇】家庭料理 獻立と栄養 北島多一(東京) 第一高等女學校教授 カネ子 ハイオリン獨奏 ヘンデル作曲 ソナタ第二番 ヘ長調 ラルゴ ヴァイオリン 安藤由雄 ピアノ 小川榮一 ハイドン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第十一番 イ長調 トルコ行進曲 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第十四番 嬰ハ短調 月光 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第二十三番 ヘ短調 熱情 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第二十六番 変イ長調 告別 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第二十七番 ホ短調 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第二十八番 イ長調 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第二十九番 変ロ長調 ハンマークラヴィーア ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第三十番 ホ長調 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第三十一番 変イ長調 ピアノ 小川榮一 ベートーベン作曲 ピアノ獨奏 ソナタ第三十二番 ハ短

入學難緩和のため 中、女學校を新設

臺北工業に採鑛冶金科も新設

臺北州の方針決定す

臺北州教育會では州下中等學校の入學難緩和を圖るため、來る十月から翌年三月までの間に州下中等學校の設置に關する各方面での意見を聽取し、これを參考として、州當局に於ては、十一年度豫算に計上する豫定で、目下調査中であるが、その概要は次の如くである

一、臺北州下に於ける中等學校の入學志願者は年々增加の傾向にあるが、これに對する收容力は甚だ不足で、この傾向は今後益々甚しくなるものと豫想されるので、これが緩和策として、臺北州下に中學校二、高等女學校一、實業學校一、計四校を新設すること

二、新設學校の種類は、臺北州下の實情に鑑み、臺北工業學校に採鑛冶金科を、基隆中學校に商業科を、宜蘭中學校に農業科を、それぞれ增設すること

三、新設學校の位置は、臺北州下の交通、人口の分布狀態、學校の配置狀況等を考慮して、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校を新設すること

四、臺北工業學校採鑛冶金科を新設するの外、臺北第二高女に各一學級の增加を爲すこと

五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

十八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

十九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二十、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二十一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二十二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二十三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二十四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二十五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二十六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二十七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二十八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二十九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

三十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

三十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

三十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

三十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

三十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

三十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

三十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

三十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

三十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

三十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

四十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

四十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

四十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

四十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

四十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

四十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

四十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

四十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

四十八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

四十九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

五十、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

五十一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

五十二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

五十三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

五十四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

五十五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

五十六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

五十七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

五十八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

五十九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

六十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

六十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

六十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

六十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

六十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

六十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

六十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

六十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

六十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

六十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

七十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

七十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

七十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

七十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

七十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

七十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

七十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

七十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

七十八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

七十九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

八十、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

八十一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

八十二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

八十三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

八十四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

八十五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

八十六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

八十七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

八十八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

八十九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

九十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

九十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

九十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

九十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

九十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

九十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

九十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

九十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

九十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

九十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百十、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百十一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百十二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百十三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百十四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百十五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百十六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百十七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百十八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百十九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百二十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百二十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百二十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百二十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百二十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百二十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百二十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百二十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百二十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百二十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百三十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百三十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百三十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百三十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百三十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百三十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百三十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百三十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百三十八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百三十九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百四十、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百四十一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百四十二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百四十三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百四十四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百四十五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百四十六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百四十七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百四十八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百四十九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百五十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百五十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百五十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百五十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百五十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百五十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百五十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百五十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百五十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百五十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百六十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百六十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百六十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百六十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百六十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百六十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百六十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百六十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百六十八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百六十九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百七十、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百七十一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百七十二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百七十三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百七十四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百七十五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百七十六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百七十七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百七十八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百七十九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百八十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百八十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百八十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百八十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百八十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百八十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百八十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百八十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百八十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百八十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百九十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百九十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百九十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百九十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百九十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百九十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百九十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

百九十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

百九十八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

百九十九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百二十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百二十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百二十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百二十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百二十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百二十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百二十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百二十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百二十八、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百二十九、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百三十、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百三十一、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百三十二、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百三十三、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百三十四、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百三十五、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百三十六、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百三十七、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百三十八、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百三十九、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百四十、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百四十一、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百四十二、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百四十三、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百四十四、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百四十五、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百四十六、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百四十七、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百四十八、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百四十九、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百五十、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百五十一、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百五十二、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百五十三、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百五十四、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二百五十五、新設學校の敷地は、臺北市に中學校、女學校各一校、基隆と宜蘭とに各一校の新設を計畫するの外、敷地問題の解決を俟つて、臺北市に實業學校一校を新設すること

二百五十六、新設學校の開校は、臺北第二高女の增加學級は十一年度より實施し、その他の學校は十二年度より實施すること

二百五十七、新設學校の經費は、臺北第二高女の增加經費を除き、州費と市費とを折半負擔とすること

二

夏の流行を探る(三)

水着の流行

スタイルと云う点では、ワンピースのものが一番美しく見えるでしょう。

熱帯魚奇談集

ヒステリーで怒った時が最もあでやかで美しい

闘魚の巻

齋藤義政

(下)

しかし、此の怒りがさめてしまって普通の時になどにヨソ〳〵しくよそおわれる時の闘魚はみすぼらしく汚らしい「とげ」にすぎません、元々此の魚は「つぜつ」の二字の二字では表わせない……人間の「女性」など、平和なここちよい感覚でもしてるときかんぜんと美しい普通にはれます。

ところが闘魚の場合にはいわゆる「ヒステリー症状」を呈したときが出来ません、二た股の尾鰭が一本になってしまうのです。

尾鰭を打つ時にすぐに返信料を貰う必要のある時には、返信料添付として、差出人がこれを前掲することが出来ます、相手の人に返信料を出させては失礼になるとか、気の毒であるという場合に限り出されます、また、返信料添付の電報を受けた方には、本人がさきに居た場合は、電報配達夫を使わせないでその場で返信を認め、配達夫に局まで持って行って貰うことが出来ます

他人宛の電報が誤って配達された時には、その本人を知つてゐても勝手に手渡しすることは禁じられてゐます、必ず郵便局へ届け取めて頂いて頂はねばなりません

重寶合財袋

(7)

返信料添附の電報

身の上相談

相談相手もなく思案に餘る

御申込の問題で個相談になりたい方は手紙で身の上相談係御申込みて下さい。御名前や問題は個秘りします。

此の男性を思切るべきか

十八歳の春家庭の都合で四歳年の長男で身を金に替へて私は遥北へまゐりました。今日迄三年といふ物憂い月日が過ぎました所が一度三月ほど前から知り合つたお客様が、私にはどうしても忘れる事の出来ない人になりました。その方も独身ですが地位ある人です。その方は私に同情して下さり、年明いたら必ず御一緒になつてやると申して下さいます、私は決して一時の戯しがらせではないと思います、でも私に自分といふものを考へると私との結婚がその方の将来の為めになるやうな気はないだらうかと悩みつゞけです、私が本当にその方を愛するとすればどうすべきでせうか、今の私にはその方を忘れる様な気になれるよりついのです、私は本当に彼女に悪い事をしてゐます（東京　M生）

大事なことは男の真剣味如何

所謂泥水の生活を送ち、諦めることは死ぬよりもつらい男性を愛するが故にこれ程切ゆうかつといふ婦女の苦悩と察します、出来得ることなら婦女が此の事柄から解放されて別に真生の途を辿れるのがよいやうに思ひます、けれども大事な点は婦女に対する男の真剣味如何です、ゆくともよく同一生涯の誓ありどのやうな困難をも堪つてもといふ大勇気があつてるのなら、将来を約束してゐるのやうな気を感じていゝことは可能でせうし、又それが望ましいことです、大体……（以下略）

雑誌紹介

▲帥友（六月號）本會員統制の強化に就て後明太助氏と共に行く三國の疾医師に面前して（田田翁治）氏の人物と業績經歴、どんな經過で藝術家が政治に関係を持つに至つたか、又其の結果は如何等を詳細に述べてゐる（帥友社發行）

▲我が家（六月號）動物飼育の研究（月號）動物飼育の研究（月號）動物飼育の研究（

大陸移動説の謎
我國の手で解くか
日本學術振興會が南洋諸島で今夏から觀測に著手
世界の注目を集め

【東京十二日發】去る四月牢太平洋ドイツ委任統治領南洋諸島に派遣した同會の地球物理學者ワニアーナ氏の發表した大陸移動説は今尚各國學界に大きな問題を投げてゐるが今度日本學術振興會ではこの世界的の大きな問題を解くべく

【東京十二日發】去る四月牢太平洋ドイツ委任統治領南洋諸島に派遣した同會の地球物理學者ワニアーナ氏の發表した大陸移動説は今尚各國學界に大きな問題を投げてゐるが今度日本學術振興會ではこの世界的の大きな問題を解くべく

愈〻實地調査に乘出すことゝなつた、同會は既に一昨年太平洋島嶼年部ドイツ委任統治領南洋諸島に派遣し研究せしめ、サイパン、パラオ、ヤップ、南鳥島等の地質、地形、氣象、地磁氣、重力等の觀測を行ひ、更に昨年は獨逸學術振興會と協力して獨逸學術振興會の觀測船「メテオール」號を以て南洋諸島の海洋觀測を行ひ、これ等の觀測結果を綜合して地球物理學上の諸問題を研究してゐたが、今回は日本學術振興會獨自の計畫で、南洋諸島の地球物理學的觀測を行ふことゝなつたもので、これは從來の觀測が赤道附近に限られてゐたのに對し、今夏から觀測區域を北緯二十度まで擴大し、地球物理學上の重要問題である大陸移動説の解決に資せんとするもので、觀測所は委任統治領中で最も交通便利な地點たる南洋廳所在地コロール島に設置し、觀測期間は約一年半の豫定である、觀測隊は松木博士を隊長とし、地震學者一名、地磁氣學者一名、氣象學者一名、地質學者一名、無線電信技師一名、測量技師一名、助手二名、計八名を以て組織し、觀測船は約二百噸の發動機船を使用する豫定である

酒井侍從武官
けふ離臺
滯りなく視察を終へ

設置問題は松木博士の實地調査に依り八月下旬に決定され、同時に十二日から觀測にとりかゝる筈になるだらうと云はれてゐる觀測は約二年間に亘る豫定である

酒井侍從武官は十二日午前八時十二分基隆北驛に著し臨時貴賓室に於て主なる官民の送迎を受け八時二十二分の列車で臺北に向ひ十時出發の關西丸で臺灣よりの歸途に就いた、

德國駐日游大使
既決歸國忽作罷
我朝野頗關心其眞相

東京十二日發同盟。駐日德國外交委員會委員長游大使。最近以日俄關係日接俄都政府命令。訂來二十五日發京歸國。此行已滿三年。去十日與廣田首相。亦鈸城後談別之證乃至十二日午後。忽對有田外相。通達其接俄都政府急電。突罷歸國之行。此其原因。在南京政府對西南派抗爭激化。國境紛爭再作等。得頂其中。然只此事恬。不得不罷歸國云行。難以盲肯。願其眞相。我朝野頗大關心云。

會李氏內容
外相報告
三相會議

東京十二日電。英國李經

急改訂小公校教科書
按來年四月起使用
新編女子用農商敎科書

臺灣小公學校。現在各種敎科書。自刊行以來。已閱多年。內多有不合時勢者。各科中。以應編修課為中心。力為改訂或修正。而公學校用國語敎科書。及國史敎科書。業已改訂完了。此外敎科目要多然新編成者。亦自不少。目下在編修課特別委員之手。改訂或新編。即一、來臨岸行政區域內之蕃人公學校用歷史敎科書。十七錢。中限十一圓二十二錢。小公學校共通理科敎科書。一圓十一錢。先限十一圓十一錢。高等科共通之國語敎科書。現查敎材中。俟確定後。經營工製圖。四、公學校敎師用之家事科敎科書。敎授要目完成。現正手要目編成中。五、公學校高等科共通之國語敎科書。敎授要目完成。現正手要目編成中。五、公學校高等科共通之國語敎科書。敎授要目完成。現正手要目編成中。

豆粕狂騰
增徵設據金

大連十二日電。銀票稍昂。各地強調。米價又貴。特產各品參騰。大豆現物。邦商買者不少。當限外商買回。華商買進。殺騰至新高值。市況旺盛。連日殺出。猶需調。買賣增加。現在雖無危險。然依舊昨夜開催講演會。即六七日兩夜。於慶安宮。八九兩夜。於玉田臺濟宮。十七夜。於同風會館。場內裝置盛況。聽衆後。於場外每夜多至一千二三百名。

基隆婦女團事長。洪世秀二氏。係前會國。

基隆同風會
生活改善
盛行講演

既報基隆同風會。為評議會。所議決事項中。關於社會教化。生活改善諸事項。為欲進出實行。運動去六日。至十日之間。

神戶豆粕
七年來新高值

神戶十二日電。月初以來。豆粕因期米貴。兩洲內地在貨激減。六月份逢至四圓九十六錢。未現昭和四年以來新高值。五圓分之出現想無難也。

硬材料續出
米價續騰
蓬萊米新高價

十一日大稻埕。內地快晴無用。惡成空梅。朝鮮又亢旱。處々旱水。期米自十

株況一斑
日魯特昂

鐵道路門
地方官會議
提出二項

（前略）關于交通取締事項之鐵道路門。提出一、路門通過之自動車取締規則。二、通行人馬線設置。三、鐵道踏切警手增置。四、鐵道踏切警手教育。五、鐵道踏切警手教育。六、鐵道踏切警手教育。七、鐵道踏切警手教育。八、鐵道踏切警手教育。九、鐵道踏切警手教育。十、鐵道踏切警手教育。十一、鐵道踏切警手教育。十二、鐵道踏切警手教育。

馬公漁港
築設陳情

馬公漁港築設期成同盟會為期于本年計上陳其。自前鳩首協議。然自七月一日。貿易進閉鎖。受一大打擊。該來以有志為設港築設多數。來賓列席之下。舉發會式。

員林
明星發會

員林都水部出明星舞人會。已得失敗。舞人二十三名入會。去十日午後二時起。在庄會議室舉發會式。當日出席者有十六

臨海道路復崩
乘合停運
貨物配船

八日夜豪雨。自蘇澳起點五十四粁處之臨海道路。突然崩潰。按十二日復舊然至十一夜。前記之處。復見崩下。電話。電信線切斷。通信不能。東海乘客月。激減三百七十一輛。內容詳細。移入部。豚二百九頭。比前月減十三頭。肥料三百三十八噸。減六百十三噸。杉材百九十六噸。減四噸。原石三百三十九噸。減十四噸。瓦及煉瓦四百三十噸。增百七十五噸。紅毛塗百四十四噸。增八十九噸。石炭三百七十二噸。增二百九十九噸。其他省略。又移出百十四噸。減千百六十六噸。前年三百二十一噸。減二百二十噸。增二百九十